

古物営業等を営む方へのお知らせ

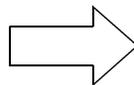
平成30年4月25日に「古物営業法の一部を改正する法律」が公布されました。施行日及び改正内容等については下記のとおりです。

公布の日から6月を超えない範囲内での施行 (平成30年10月24日～)

1 営業制限の見直し

施行前

古物商は、営業所又は取引の相手方の住所等以外の場所で、買受け等のために古物商以外の者から古物を受け取ることができない。



施行後

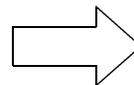
事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗(※)においても古物を受け取ることができる。

※ 「仮設店舗」とは、営業所以外の場所に一定の期間に限って設ける店舗であって、容易に移転できるものをいう(催事場のブース、車両を駐車して店舗として用いる出店、屋台等)。

2 簡易取消しの新設

施行前

許可を取り消すためには、古物商が3月以上所在不明であること等を公安委員会が立証し、聴聞を実施する必要がある。



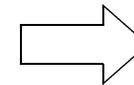
施行後

古物商等の所在を覚知できない等の場合に、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合は、許可を取り消すことができる。

3 欠格事由の追加

施行前

禁錮以上の刑や一部の財産犯の罰金刑に係る前科を有すること等を欠格事由として規定し、該当する者は許可を取得できない。



施行後

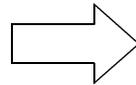
暴力団員やその関係者、窃盗罪での罰金刑を受けた者を排除するため、許可の欠格事由を追加する。

**公布の日（平成30年4月25日）から
2年を超えない範囲内での施行
（令和2年4月1日～）**

許可単位の見直し

現行

営業所等が所在する都道府県ごとに、古物営業の許可を受けることが必要。



施行後

主たる営業所等（※）の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出で足りることとする。

※ 「主たる営業所」とは、会社の本店等、古物営業を営む上で拠点となる営業所のことをいう。

主たる営業所は原則として会社法上の本店と一致するが、他の営業を併せて行っている場合等であって、古物営業に係る営業の中心となる営業所が会社法上の支店であるときは、主たる営業所が会社法上の本店と一致しない場合もあり得る。

↓ 次ページへ続きます ↓↓

今後必要となる手続きについて

現在、古物商を営んでいる方で、 今後も引き続き営業を継続する方

法律の施行前（**令和2年3月31日まで**）に「主たる営業所等届出書」を下記の要領に従い提出してください。届出をしない場合は許可が失効してしまいます。

現在、古物商等の許可を受けている方全員が届け出る必要があります。

また、届出後に営業所の新設・廃止、移転、営業所名称の変更等が生じた場合は、再度届出書を提出する必要があります（再度の届出をしない場合は許可が失効します）。

- 1 主たる営業所及びその他の営業所が沖縄県内のみに所在する場合**
（※営業所が県内1か所のみの場合も含む）
主たる営業所を管轄する沖縄県内の警察署に届け出ること
- 2 主たる営業所が沖縄県内に所在し、その他の営業所が沖縄県外に所在する場合**
主たる営業所を管轄する沖縄県内の警察署に届け出ること
- 3 主たる営業所が沖縄県外に所在し、その他の営業所が沖縄県内に所在する場合**
主たる営業所を管轄する都道府県内の警察署に届け出ること

仮設店舗で古物の買い受けをする方

法律の施行後（平成30年10月24日以降）は、仮設店舗においても古物の買い受けが可能となります。その場合、仮設店舗を営もうとする3日前（※）までに「仮設店舗営業届出書」を提出する必要があります。

※ 3日前までとは、届出書の提出日と仮設店舗の開設日の間に3日以上もうけるという意味。

（例）4月10日に仮設店舗を設置する場合 → 4月6日までに提出

- 1 沖縄県内に仮設店舗を設置する場合**
仮設店舗の所在地を管轄する沖縄県内の警察署に届け出ること
- 2 沖縄県外に仮設店舗を設置する場合**
 - （1）仮設店舗の所在地を管轄する都道府県内の警察署に届け出ること
 - （2）**許可単位の見直し後（令和2年4月1日以降）**においては、仮設店舗を営業しようとする都道府県内に営業所を有しない場合は、営業所の所在地を管轄する沖縄県内の警察署に届け出ることができる



【お問い合わせ先】
沖縄県警察本部生活安全企画課審査第二係
代表番号：098-862-0110（内線 3043）